第五条第二項中「ワまで、ラ、ム及びノからフまで」を「ヨまで、ウ、ヰ及びクからエまで」に、「同項第一号カからツまで、ナ及びヰ」を「同項第一号タからナまで、ム及びオ」に、「同項第一号ネ」を「同項第一号ラ」に改める。

第十一条第一項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十一条第二項中「同項第十二号」を「同項第十三号」に、「同項第二十四号」を「同項第二十五号」に改める。

第十六条第五号中「第四条第三号ネからクまで」を「第四条第三号ラからマまで」に改める。

第十九条第一項第六号ネを同号ラとし、同号ホからツまでを同号トからナまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

第十九条第二項中「ヘまで、リからカまで及びタからネまで」を「チまで、ルからタまで及びソからラまで」に、「同項第六号チ」を「同項第六号ヌ」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ツ」を「前条第一項第六号ナ」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　電子決済等代行業を営む者

ヘ　認定電子決済等代行事業者協会

第二十条第二項中「へ」を「チ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ネ」を「第十九条第一項第六号ラ」に改める。

第二十三条第一項第一号チ中「第二十条第一項第一号ヘ」を「第二十条第一項第一号チ」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第二十二条　金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第一項第三号ヤ」を「第四条第一項第三号ケ」に改める。

第七号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、第九号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における第十四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の三及び第十五号の規定の適用については、同項第九号の三中「附則第三条、第十条」とあるのは「附則第十条」と、同項第十五号中「附則第六条から第八条まで」とあるのは「附則第六条及び第七条」とする。

（電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第三条　改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第五十二条の六十一の二の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第四条　新銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新銀行法等の規定の読替え）

第五条　改正法附則第二条第二項の規定により新銀行法の規定を適用する場合においては、新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消す」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2　前項の場合においては、改正法附則第二条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

（新農業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第六条　改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第七条　新農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第八条　改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合においては、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2　前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（新水産業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行事業者の登録を受けるための準備行為）

第九条　改正法第三条の規定による改正後の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。）第百二十一条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。